

亀岡市告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年8月27日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

1 都市計画の種類

南丹都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市大井町小金岐2丁目

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課